第二号ロの表に次のように加える。

岩手鋳機工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西九十七番地一	機械加工

○法務省告示第百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社清和エクステック	北海道旭川市豊岡四条八丁目二番一号	建設機械施工

○法務省告示第百四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社ＫＦスチールの項中「東京都小平市美園町一丁目十八番二号」を「東京都小平市仲町二百三十六番地」に改める。

○法務省告示第百四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社勝浦御苑	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦二百十六番地の十九	ホテル業務

○法務省告示第百四十八号

山形県最上郡大蔵村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

山形県最上郡大蔵村大字南山千四百二十一番の二

中島　兼藏

○外務省告示第百号

平成二十九年三月七日にビシュケクで、中央アジアにおける総合的なリスク管理能力及び地域協力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける総合的なリスク管理能力及び地域協力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億千六百万円

3　署名者

日　本　側　山村嘉宏在キルギス大使

国際連合開発計画側　アレクサンダー・アヴァネソフ在キルギス事務所代表

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百一号

平成二十九年三月八日にニューヨークで、イエメン共和国における教育へのアクセス拡大及び教育の質の向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　教育へのアクセス拡大及び教育の質の向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億三千四百万円

3　署名者

日　本　側　別所浩郎国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　アンソニー・レーク事務局長

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二号

平成二十九年三月八日にニューヨークで、イエメン共和国における母子の健康・栄養改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　母子の健康・栄養改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億九千万円

3　署名者

日　本　側　別所浩郎国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　アンソニー・レーク事務局長

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三号

平成二十九年三月八日にテヘランで、イラン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億円

3　署名者

日　本　側　小林弘裕在イラン大使

イラン側　マスウード・カルバシアン経済財務省次官兼イラン税関総裁

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四号

平成二十九年三月九日にドゥシャンベで、第二次ドゥシャンベ国際空港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次ドゥシャンベ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億五千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年二月二十九日まで

4　署名者

日　本　側　北岡元在タジキスタン大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五号

平成二十九年三月八日にアンタナナリボで、マダガスカル南部における児童のための保健、水及び衛生環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マダガスカル南部における児童のための保健、水及び衛生環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　小笠原一郎在マダガスカル大使

国際連合児童基金側　エルク・ウィッシュ在マダガスカル事務所代表

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六号

平成二十九年三月九日にドゥシャンベで、国家家族計画事業強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国家家族計画事業強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　北岡元在タジキスタン大使

国際連合人口基金側　薮田美恵子在タジキスタン事務所長

平成二十九年三月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七号

平成二十九年三月九日にドゥシャンベで、ドゥシャンベ変電所整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ドゥシャンベ変電所整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入